

# トルコにおける特許権行使

## －基礎編－

Stock Industrial Property Service A.S.

Esra Ter, LLM



1999年イスタンブール州弁護士会登録。その後、知的財産を含む国際貿易や電子商取引等、多くの法分野を対象とする法学修士を取得した。当初から商法と知的財産法業務に携わってきたが、2004年のStock Industrial Property Service A.S.所属後は知的財産法業務に集中的に取り組んでいる。現在、同事務所に2010年に新設された訴訟チームの一員として訴訟活動に積極的に携わると同時に、石油ガス産業から製薬および消費財に至るまで広い技術分野の顧客に対し法律アドバイスを提供している。AIPPI-Turkeyの創設メンバーであり、また、INTA (The International Trademark Association)の一員でもある。

トルコにおいて、特許権は、民事訴訟法に基づき提起される訴訟手続を通して権利行使することができる。権利侵害被疑物品の通関を差し止める暫定的な救済措置としてトルコ関税法（1999年10月27日法律第4458号）の規定が適用される場合を除き、特許権行使のために行政手続を求めることはできない。

2009年に下された憲法裁判所の判決（事件番号2005/57－2009年2月5日判決第2009/19号）に基づき、現在、特許権侵害に対していかなる刑事罰も科すことができない状態となった。同判決において憲法裁判所は、トルコにおける特許の主要法律である「特許の保護に関する法律第551号」（以下「特許法」）の刑事罰規定を取り消した。この憲法裁判所判決以降、トルコ議会は特許権侵害に適用すべき新たな刑事罰規定を制定していないため、刑事訴訟を通じて特許権行使する手段は現在のトルコに存在しない。

### 1. 民事訴訟手続

特許紛争を含む知的財産関連の紛争は、知的財産特別民事裁判所（Specialized Civil IP Courts）および知的財産特別刑事裁判所（Specialized Criminal IP Courts）という知的財産特別裁判所において審理される。民事、刑事事件を扱うそれぞれの知的財産特別裁判所が、イスタンブール、アンカラおよびイズミルの3箇所の商業上重要な主要都市に設立されている。これらの知的財産特別裁判所は、1名の裁判

官だけで構成されている。トルコに陪審制度はなく、裁判所の判決はこの1名の裁判官によって下される。

知的財産特別裁判所の裁判官は、知的財産事件に精通しているが、技術的知識はもっていない。そのため、特許関連事件について判断する場合、裁判官は自ら任命した専門家の助言にほとんど依存する。特許関連事件において、裁判官は通常、争点になっている技術分野の専門家、法律専門家および特許弁護士からなる専門家の合議体を任命する。専門家の合議体は、合議体メンバーの専門知識に基づき、関連法および争点に鑑み、クレームを解釈し、知的財産特別裁判所が検討するための報告書を作成するよう求められる。

特許法は、特許権者が侵害を予防および停止することを可能にするため、暫定差止命令または永久差止命令という救済を認めている。原則として特許権者は、製品の無許可の販売、販売申し出、使用、占有および輸入を差し止める法的措置に加え、金銭的被害、精神的被害および特許発明の信用棄損によって生じた損害に対する補償金を請求することができる。裁判所の終局判決が下された後、特許権者は、トルコの全国紙上での当該判決の公開を求めることもできる。

これらの救済について、特許法第137条は、以下のように定めている。

「自己の権利が侵害された特許権者は、裁判所に対して特に次に掲げる事項を請求することができる。

- (a) 特許権の侵害行為の停止
- (b) 侵害行為の排除、および物質的並びに精神的被害の補償
- (c) 特許権を侵害する製品もしくは輸入品の、侵害品の製造に直接使用される手段の、および特許方法の実施を可能にする手段の没収
- (d) (c)により没収された製品および手段の所有権の認定。この場合、当該製品の価値が、付与される補償金額から差し引かれるものとする。当該製品の価値が、付与される補償金額を上回る場合、特許権者は超過金額を相手方に返金するものとする。

(e) 特許権の侵害、特に(c)により没収された製品および手段（訳注：製造する設備等）の改変を防止するための予防策、または、更なる侵害行為防止のために不可避の場合は、その製品および手段の廃棄

(f) 特許侵害者に対する裁判所の判決およびその通知の、公衆および関係者に対する公開。当該公開費用は、侵害者が負担することとする。」

ただし、上記の救済に関して、実務上は、侵害の有無に関する判断、あるいは損害賠償額の計算や評価など、トルコでは決して容易ではないことに留意すべきである。また、トルコの裁判所は、物質的損害の賠償額を計算する際にも専門家の意見に依存する。

賠償額に関し特許法第 140 条は、以下のように定めている。

「特許権者の受けた損害は、実際の損失額を含むだけでなく、特許権の侵害により実現できなかった利益も含まれるものとする。

かかる逸失利益については、被害を受けた特許権者の裁量により、下記のいずれかの基準に従って計算するものとする。

- (a) 侵害がなかった場合の特許権者が実現した可能性がある利益
- (b) 当該特許権の侵害により、侵害者が実際に実現した利益
- (c) ライセンス契約下で合法的に当該特許を実施していた場合に支払われたであろう実施料」

専門家は、特許権者の評価方法に従い、侵害者または特許権者の商業帳簿や記録に基づいて評価をする。特許権者が外国企業であって、上記(a)が選択された場合には、トルコ国外に所在する特許権者の帳簿や記録を検査することはほぼ不可能である。一方、侵害者の帳簿や記録に基づいて計算する場合、信頼できる結果を得ることは難しい。侵害者の帳簿や記録が適正または完全に記入されていることはなく、侵害者の実際の財政状態を反映していない可能性が高いからである。ほとんどの場合、侵害された特許の使用のみから生じた侵害者の利益を、侵害者の商業帳簿や記録に示された利益と関連づけることさえ難しい。専門家が検査する際に遭遇するこ

のような問題のために訴訟手続は大幅に遅れる。この遅延が、特許権者による物質的損害賠償の請求をためらわせることもある。

上記のように民事訴訟手続の期間は、特許権者が物質的損害賠償をトルコの裁判所に求めることを思いとどまる要因になる。損害賠償額を評価する際に遭遇する上記の問題を考慮に入れない場合でも、第一審裁判所の判決が下されるまでに1年半から2年という期間を要する。第一審裁判所の判決が出された後、第一審の判決を不服とする当事者は、上級裁判所に控訴する。控訴手続は、アンカラ市にある控訴裁判所で行われるが、この手続にはさらに1年から1年半の期間を要する。

民事裁判所の判決の執行は、第一審判決の確定が条件とされる。控訴されずに第一審判決が確定した場合に執行されるが、もし、第一審の判決を不服として控訴された場合には、控訴審での判決によって第一審が支持されるまで執行はない。第一審裁判所の判決に対する控訴手続は、費用も安く、簡易な手続であるため、トルコでは第一審裁判所判決の約90%が控訴されている。

ただし、トルコの特許法および民事訴訟法は、民事訴訟手続の開始前または手続中のあらゆる時点で暫定差止命令を請求できる緊急救済手段を特許権者に与えている。

## 2. 暫定差止命令

特許権者は、深刻または回復不能な損害のおそれが存在することを裁判所に主張し証明することにより、裁判所の最終確定判決を待たずに、暫定的に差止命令を請求することができる。裁判所が緊急性を認めれば、被告を召喚または審問することなく、特許権者側だけの申立に基づき暫定差止命令を執行することができる。

これに関し、特許法第152条は、次のように規定している。

「暫定差止命令は、判決の十分な効力を保証するような性質のものとし、とりわけ、次に掲げる対策を提供するものとする。

- (a) 原告の特許権を侵害する行為の停止
- (b) 特許権を侵害する製品もしくは輸入品の、または特許方法において使用される手段の、税関、自由港、自由貿易地帯を始め発見場所を問わずトルコ国境内での差押および保管
- (c) 押収品に損害が生じた場合に当該損害を補償するための、保証の提供」

特許権侵害事件の場合、裁判官自身には技術的知識がなく、専門家の見解を得る必要があるため、裁判所は、特許権者側だけの申請に基づいて暫定差止命令を出すことには極めて消極的である。それゆえ、特許権侵害事件において暫定差止命令を求められた場合、通常、裁判官は審問日を設定し、両当事者を召喚し、複数の専門家に助言を求める、という手順を踏む。

### 3. 確認訴訟

特許侵害の本訴を提起する前に、将来の侵害訴訟において使用すべき証拠の判断や確保のために、知的財産特別裁判所に訴訟を提起することが可能である。証拠を確保するための訴訟は、被告に通知することなく一方的申立（*ex parte motion*）により提起することができる。かかる訴訟手続を経たうえで発行される裁判所の報告書は、ほぼ論争余地のない強力な証拠となるため、侵害訴訟の本訴手続で利用しうる有効な手段となる。経験上、侵害訴訟を提起する前に、証拠を確保し、予め関連事実と証拠の位置づけを把握しておけば、和解交渉を促すことにもつながる。

### 4. 判決の執行

裁判所の確定判決は、知的財産特別裁判所から独立した執行機関により執行される。この執行機関は特許法に関する知識がないため、執行官が判決を理解して適用することは難しい。また、被告（債務者）の財政状態や、容易に清算できない資産の差押に用いられる手段によっては、執行段階における損害賠償金の徴収も困難を伴う場合がある。

## 5. 税関措置

現在、トルコは知的財産権の輸出入に関する保護については中央集権型システムを採用している。2009年度に行われた関税法の改正以降、アンカラにある税関財務局（Department of the Customs Treasury）の本部において、特許権を含めた知的財産権を税関登録することができる。その後、中央に位置するアンカラの税関財務局の本部において1回の申請をするだけで、各地の税関審査の進展を監視することができる。この登録措置はトルコの全ての税関で効力を生じ、12か月にわたり有効である。

税関は、税関登録された知的財産権を監視し、被疑侵害品の引渡しを税関において一時的に差し止める。権利保有者は、一時的押収の通知を税関から受領後10日以内に訴訟を起こして差止命令を得なければならず、そうすることにより押収措置は、提起された訴訟の終了時まで有効となる。訴訟を起こさなければ、押収品は税関により解放される。

実際問題として、特許の観点から物品を検査し、一時的押収に必要な侵害の可能性を判断するには、税関職員の特許に関する知識と経験が不足している。そのため、特許権に関する税関措置は、極めて効果の薄い。

トルコの法律は特許権行使の有効な手段を特許権者に与えているといえることができる。しかしながら、特許権者は、特許および技術に対する関係者や関係機関の知識不足のために実務問題として生じる困難な問題や不利益を、常に考慮に入れなければならない。トルコにおいて特許権を行使する際は慎重な戦略を立てる必要がある。

（編集協力：日本技術貿易株式会社）